

～ 農業者の皆様へ ～

中小企業庁 事業復活支援金のお知らせ

(新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業の継続・回復支援)

新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により、大きな影響を受け、自らの事業判断によらず売上が大きく減少している個人事業者・中小法人等に対する国の給付金です。

対象者 「新型コロナウイルス感染症の影響」で、
2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上が、
2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の
売上がと比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

給付の上限額 個人事業者 最大50万円、法人 最大250万円
※売上減少率や基準月を含む事業年度の年間売上高等により上限額がそれぞれ設定されていますのでご注意ください。

事業復活支援金の詳細については、「事業復活支援金事務局」のホームページ又はお電話で内容をご確認下さい。

ホームページ URL <https://jigyoku-fukkatsu.go.jp/>

申請者専用電話番号 0120-789-140 (受付時間8:30～19:00)

申請にはJAなどの登録確認機関による事前確認が必要となります。(既に一時支援金・月次支援金を受給されている方は除きます。) 申請IDを発番し、必要書類が整いましたら、下記の相談窓口までお問い合わせ下さい。受付には、電話での事前予約が必要となります。

なお、事前確認の趣旨を鑑み、申請者につきましては、**JAいるま野の正組合員資格のある方、かつ、農業収入が30%以上減収している方**を対象とさせていただきますのでご了承ください。

申請手続きには、申請者ご自身による事業復活支援金事務局のホームページへアクセス、申請入力等が必要となりますのでご注意ください。

※ご相談内容によっては、当JAで対応できない場合がございます。その場合は、上記の事業復活支援金事務局をご案内させていただきますので、あらかじめご了承ください。

最寄りの営農販売センターまたは資材センターへお問い合わせ下さい。

(受付時間：9時00分～16時00分 ※土日祝日は除きます。)